

第百号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表十二の項口中「千二百円」を「千五百七十円」に改め、同表十七の二の項ハ中「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。